

## 会 議 議 事 録

1 会議名	令和元年度第1回長岡市国民健康保険運営協議会
2 開催日時	令和元年7月10日（水曜日）午後1時30分から午後3時まで
3 開催場所	アオーレ長岡 3階 市民交流ホールD
4 出席者名	<p>（委員） 田村会長 久力委員 清水委員 鈴木委員          荒井委員 大野委員 上村委員 北村委員          高野委員 竹内委員 村田委員 田中委員</p> <p>（事務局） 近藤福祉保健部長          （国保年金課）          東樹国保年金課長 関国保年金課長補佐          老田国保保険料係長 倉部滞納対策担当係長          古川国保給付係長 飛田主査          （健康課）          西山健康課長 内山成人保健係長</p>
5 欠席者名	石原委員 長尾委員 山田委員
6 議題	<p>報告事項</p> <p>(1) 令和元年度長岡市国民健康保険事業特別会計予算について          (2) 令和元年度国民健康保険料について          (3) 令和元年度長岡市国民健康保険事業計画について</p>
7 審議結果の概要	<p>(1) 令和元年度長岡市国民健康保険事業特別会計予算について          資料1で説明          (2) 令和元年度国民健康保険料について          資料2で説明          (3) 令和元年度長岡市国民健康保険事業計画について          資料3で説明</p>
8 審議の内容	

田村会長	<p>会議次第により、議事を進めます。</p> <p>最初に、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、協議会規則第10条の規定により、会長において「清水委員」と「荒井委員」を指名します。</p> <p>本日の議題は、報告事項として、</p> <p>「令和元年度 長岡市国民健康保険事業特別会計予算について」</p> <p>「令和元年度 国民健康保険料について」</p> <p>「令和元年度 長岡市国民健康保険事業計画について」</p> <p>の3件となっています。</p> <p>議題について、事務局から一括で説明をしてもらい、最後にまとめて質疑を行うこととします。</p> <p>最初に「令和元年度 長岡市国民健康保険事業特別会計予算について」事務局から説明をお願いしたい。</p>
事務局	資料1により説明
田村会長	次に、「令和元年度 国民健康保険料について」事務局から説明をお願いしたい。
事務局	資料2により説明
田村会長	「令和元年度 長岡市国民健康保険事業計画について」事務局から説明をお願いしたい。
事務局	資料3により説明
田村会長	事務局からの説明はすべて終わりました。ご意見やご質問はありますか。
委員	<p>国保制度改革により、前期高齢者交付金は県の歳入になったが、引き続き市町村国保に対して、被用者保険から多額の交付金が間接的に拠出されていることを、認識していただきたい。</p>

事務局	<p>資料3（国民健康保険事業計画）の10ページにおいて、新年度の現年分保険料徴収率の目標を平成30年度の実績よりも低く設定している理由はあるのか。</p> <p>資料3だと実績より目標が低く見えるが、現時点の平成30年度実績見込みは、資料2の9ページのとおり、94.27%であり、新年度はこれよりも高い94.30%を目標としている。</p>
委員	<p>職場の変更等があった場合、医療保険を変更する手続きが必要なことすら知らない人が多いことが、遑及手続きや保険料滞納者が発生する原因になっていると感じている。</p> <p>保険料の滞納額が多くて、一括では支払えない場合の対応も含めて、周知が必要ではないか。</p>
事務局	<p>市政だよりや被保険者あての文書を通じて、医療保険が切替わる場合の速やかな手続き等の周知に努めている。保険料の滞納者に対しては、土日・夜間でも納付相談を受けられることを周知している。</p>
委員	<p>資料3の21ページ、「重複・頻回受診者等への訪問指導」は、どのような方を対象としているのか。</p>
事務局	<p>3か月連続で同一診療科で2か所以上の医療機関を受診している等の条件に合致するレセプトから候補となる被保険者を抽出したうえで、選定会議で具体的な対象者や訪問指導の方法等を検討する。</p>
委員	<p>マイナンバーカードが保険証として利用されるようになると、医療機関の窓口で患者の滞納状況もわかるようになるのか。</p> <p>また、受診後に遑って保険者変更の届け出がされた場合、市からレセプトを返戻したいという申し出を受けるが、医療機関で保険者変更を把握したうえで、正しい保険者あてにレセプトを上げるのは限界があると感じている。</p>
事務局	<p>国が進めるオンライン資格確認の導入により、国保の場合、滞納</p>

<p>田村会長</p> <p>事務局</p> <p>田村会長</p>	<p>がなく、通常の被保険者証を交付している方であれば、限度額適用認定証等の適用区分が医療機関窓口の端末で表示されることになるので、適用区分が表示されない方は一定期間以上の滞納がある、と推測できるようになる。</p> <p>また、オンライン資格確認の導入により、医療機関を受診後に遡及して保険者変更の届け出があった場合、レセプトの審査機関で送付先保険者の振替ができるようになるので、保険者変更に伴うレセプトの過誤請求や返戻処理は大幅に減少すると思われる。</p> <p>ほかに何かご質問等がありますか。</p> <p>なければ、「その他」について、事務局から何かあれば説明をお願いしたい。</p> <p>「国保運営協議会委員・国保主管課長合同研修会」について、当日の集合場所等を連絡</p> <p>他に何かございませんか。</p> <p>なければ、本日の議題は以上となります。</p>
<p>上記議事録は、その記載内容が事実と相違ないことを確認し、ここに署名する。</p> <p>会 長</p> <p>_____</p> <p>委 員</p> <p>_____</p> <p>委 員</p> <p>_____</p>	
<p>9 会議資料      別添のとおり</p>	